

いばらき

第458号

# 雇用ニュース

2020年6月



写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

## - おもな内容 -

- ・ 県内の雇用情勢 . . . . . 2
- ・ 医療専門職種の有資格者をお探しの医療機関の皆さまへ . . . . . 3
- ・ 事業主の方へ「求人者マイページ」のご案内 . . . . . 4
- ・ 令和2年度（前期：9月～10月開催）障害者就職面接会 中止のお知らせ . . . . . 4
- ・ 派遣先の事業主の皆さまへ . . . . . 5
- ・ 令和2年6月1日より、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となります！ . . . . . 6
- ・ 令和2年度の熱中症予防行動（「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント） . . . . . 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 . . . . . 8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

## 令和2年4月 有効求人倍率 1.41 倍

「雇用情勢は、改善の動きが弱まっている。」

求人が求職を上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視していく必要がある。

### 新規求人の動き

- ① 雇用形態別新規求人数 14,325 人  
前年同月比 22.9%減 5か月連続の減少
- ・フルタイム 8,909 人 前年同月比 22.0%減
  - ・パートタイム 5,416 人 前年同月比 24.2%減

### ② 主要産業別の増減

増加:なし

減少:宿泊業,飲食サービス業(前年同月比 64.0%減)  
学術研究,専門・技術サービス業(前年同月比 58.0%減)  
情報通信業(前年同月比 38.2%減)  
など

### 新規求職の動き

- ① 雇用形態別新規求職者数 9,557 人  
前年同月比 14.0%減 4か月連続の減少
- ・フルタイム 6,153 人 前年同月比 8.0%減
  - ・パートタイム 3,404 人 前年同月比 23.0%増

### ② 年齢別の状況(常用求職者)

- ・34歳以下の若年者の申込状況  
2,329 人 前年同月比 24.8%減
- ・60歳以上の高齢者の申込状況  
2,789 人 前年同月比 8.8%減

### 茨城県の有効求人倍率 全国順位

茨城県 1.41 倍 (全国 14 位) 全国 1.32 倍

### 雇用保険取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	3,108 件	前年同月比	13.3%増	5か月連続の増加
雇用保険受給者実人員	7,063 件	前年同月比	9.2%増	8か月連続の増加
雇用保険被保険者				
資格取得者数	17,143 件	前年同月比	25.3%減	2か月ぶりの減少
資格喪失者数	22,755 件	前年同月比	1.9%減	2か月ぶりの減少
うち事業主都合離職者数	1,498 件	前年同月比	5.4%減	5か月ぶりの減少

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

**医療専門職種（※）の有資格者をお探しの医療機関の皆さまへ**  
※ 看護師、准看護師、保健師、助産師、臨床工学技士、臨床検査技師、薬剤師

## ハローワークが 有資格者の人材確保を支援します!!

新型コロナウイルス感染症の患者数が増加傾向にあり、地域における医療提供体制の整備が急務となっているなか、

ハローワークでは、医療専門職種（看護師、准看護師、保健師、助産師、臨床工学技士、臨床検査技師、薬剤師）の資格をお持ちの方の**人材確保を支援**しています。

ハローワークに求職登録している有資格者に対して求人情報を発信するなど、積極的にマッチングを行っておりますので、是非、ハローワークへの求人申込みをご検討ください。

求人の申込みにあたっては、最寄りのハローワークまでご相談ください。

全国ハローワークの所在案内

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

### インターネットでの求人申込みも可能です

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、パソコンから求人申込み等のサービスを利用いただけます。

※「求人者マイページ」を開設するには、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。

詳しくは、ハローワークインターネットサービスHPをご確認ください。

求人申込み手続きの流れ

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/job\\_offer01.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/job_offer01.html)

### 求人申込み手続きに関するお願い ～新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間「求人申込書」等の提出については、なるべく、ハローワークインターネットサービス、FAX、郵送などによる手続きをご利用ください。

なお、引き続きハローワークは開庁していますので、窓口での相談・手続きもご利用いただけます。

求人申込み手続きのご案内 ～感染症拡大防止に向けて～

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/news/hellowork\\_news\\_dtl.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/news/hellowork_news_dtl.html)



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

## 「求人者マイページ」のご案内

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。ハローワークの窓口でマイページの開設手続きをご案内しています。

### <サービス内容>

- 求人の申込み
- 申し込んだ求人内容の変更や求人の募集停止、事業所情報の変更など
- 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開
- ハローワークからご紹介した求職者(応募者)の紹介状の確認、選考結果(採用・不採用)の登録(ハローワークに連絡)
- メッセージ機能(ハローワークからご紹介した求職者(応募者)とのやりとり)
- 求職情報検索

### <マイページ開設手順>

- ・ 開設を希望する方は、ログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご用意のうえ、窓口へお申し出ください。
- ・ 窓口でメールアドレスを登録後(①)、会社のパソコンから手続き(②～⑥)をお願いします。  
(「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコード、URL：<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html> を入力)



- ※マイページを開設するには、事業所登録が必要です。(事業所登録済みの場合はあらかじめの事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握などさせていただきます場合があります。)
- ※上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント(メールアドレス、パスワード)を登録し、事業所情報・求人情報を入力(仮登録)後、ハローワークにお越しのうえ窓口で本登録手続きを行い、マイページを開設する方法もあります。この方法による場合、過去にハローワークに事業所情報が登録されていることもありますので、入力開始前に最寄りのハローワークへのご相談をお願いします。
- ※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。

厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク

## 令和2年度(前期：9月～10月開催)

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のため 障害者就職面接会は中止します。

毎年開催しております障害者就職面接会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度前期(9月～10月)に開催する予定の就職面接会を中止することといたしました。

求人者、求職者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、令和2年度後期(1月～2月)に開催する予定の就職面接会については今後の状況を踏まえながら開催を検討してまいります。

障害をお持ちの方の求人、求職のご相談は最寄りのハローワークへお願いします。

県内各ハローワーク・茨城労働局



## 派遣先の事業主の皆さまへ

### 労働者派遣契約の安易な中途解除はしないでください

- 労働者派遣契約が解除されることなどに伴い、派遣労働者の雇用にも多大な影響を与えることとなります。派遣労働者の雇用の安定を図るためにも、労働者派遣契約の安易な中途解除は行わないようにお願いします。
- また、派遣先の都合により、やむを得ず労働者派遣契約を中途解除する場合、労働者派遣法第29条の2に基づく労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置や、派遣先の講ずべき措置に関する指針（以下「派遣先指針」）に基づき、適切に対応することが必要です。

#### 1 労働者派遣契約の解除の事前申し入れ（派遣先指針）

- 派遣先は、派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に解除の申し入れを行うことが必要です。

#### 2 派遣先における就業機会の確保（労働者派遣法第29条の2及び派遣先指針）

- 派遣先は、派遣先の関連会社での就業をあっせんするなどにより、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが必要です。

#### 3 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置（労働者派遣法第29条の2及び派遣先指針）

- ① 派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも中途解除によって派遣元事業主に生じた損害※の賠償を行うことが必要です。損害賠償は、例えば、次のように行う必要があります。
    - ア 派遣元事業主が派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上を賠償
    - イ 契約解除の申し入れが相当な猶予期間をもって行われなかった場合に派遣元事業主がやむを得ず解雇する場合は、次の賃金に相当する額以上を賠償
      - (i) 派遣先の予告がないために派遣元事業主が解雇予告ができなかったときは、30日以上
      - (ii) 解雇予告の日から解雇までの期間が30日に満たないときは、当該解雇の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上
  - ② その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることが必要です。
  - ③ 派遣先は、派遣元事業主から請求があったときは、中途解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることが必要です。
- ※ なお、労働者派遣契約の締結に当たって、労働者派遣契約に2と3①の事項を定める必要がありますが、労働者派遣契約に定めがない場合であっても、派遣先は措置を行う必要があります。



2020年(令和2年)6月1日より、

# パワーハラスメント防止措置が 事業主の義務(\*)となります！

※中小事業主は、2022年(令和4年)  
4月1日から義務化されます。  
(それまでは努力義務)  
早めの対応をお願いします！

## 職場における「パワーハラスメント」とは、

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、

②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワハラの内容	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	○ 当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの
②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	○ 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が害される	○ 当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること ○ この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

## 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)。

### ◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

### ◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

### ◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと(注1)
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと(注1)
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること(注2) 注1 事実確認ができた場合 注2 事実確認ができなかった場合も同様

### ◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー(注3)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること 注3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

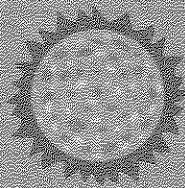
○ ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



茨城労働局 雇用環境・均等室 (電話 029-277-8295)



# 令和2年度の 熱中症予防行動

環境省  
厚生労働省  
令和2年5月

## 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

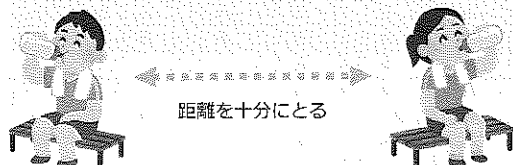
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

### 1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する

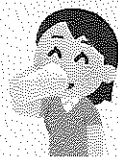


### 2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

### 3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

### 4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

### 5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



新型コロナウイルス感染症に関する情報:

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

熱中症に関する詳しい情報: <https://www.wbgt.env.go.jp/>



茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
29年度月平均	19,542	4,219	15,140	9,141	2,979	1,684	54,694	36,467	3,134	7,277
30年度月平均	19,672	4,302	15,171	8,855	2,756	1,809	55,994	34,566	2,929	7,001
元年度月平均	19,036	3,870	14,993	8,550	2,505	1,926	54,463	34,386	2,741	7,444
31年4月	18,568	3,985	14,583	11,109	3,097	3,058	54,050	36,534	3,184	6,468
元 年 5	18,892	4,153	14,506	9,208	2,680	2,111	52,816	36,500	2,905	7,275
6	17,835	4,224	13,384	8,050	2,402	1,738	52,484	35,117	2,929	7,184
7	19,321	4,150	14,985	8,569	2,554	1,865	53,178	34,741	2,767	7,635
8	19,726	3,923	15,554	7,826	2,523	1,519	54,365	34,106	2,396	7,646
9	18,394	4,063	14,135	8,356	2,548	1,630	54,787	34,373	2,715	7,498
10	21,340	4,415	16,697	8,651	2,641	1,902	56,124	34,698	2,893	7,555
11	19,366	3,639	15,559	7,102	2,147	1,488	55,613	33,223	2,571	7,603
12	17,315	3,458	13,706	6,241	1,839	1,334	54,907	30,840	2,240	7,738
2年1月	20,214	3,716	16,326	9,100	2,568	2,084	54,456	31,923	1,980	7,992
2	20,054	3,314	16,606	9,188	2,515	2,114	55,797	34,282	2,424	7,259
3	17,404	3,403	13,871	9,202	2,545	2,272	54,977	36,297	3,884	7,477
2年4月	14,325	3,120	11,059	9,557	2,329	2,789	46,346	35,423	2,449	7,063
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
3年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
29年度月平均	2.14	2.29	1.50	1.54	8.2	4.8	▲ 7.1	▲ 4.7	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 8.3	▲ 5.6	183	2.7
30年度月平均	2.22	2.42	1.62	1.62	0.7	0.9	▲ 3.1	▲ 4.4	▲ 6.5	▲ 6.2	▲ 3.8	▲ 0.9	166	2.4
元年度月平均	2.23	2.42	1.58	1.62	▲ 3.2	▲ 5.4	▲ 3.4	▲ 2.6	▲ 6.4	▲ 8.3	6.3	3.8	162	2.4
31年4月	2.21	2.44	1.60	1.63	▲ 4.8	▲ 0.3	▲ 4.1	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 7.8	10.7	6.6	176	2.4
元 年 5	2.34	2.40	1.62	1.62	4.2	▲ 2.5	▲ 8.0	▲ 6.6	▲ 11.5	▲ 11.5	▲ 1.2	▲ 0.3	165	2.4
6	2.23	2.38	1.63	1.61	▲ 6.6	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 2.3	▲ 7.2	▲ 7.9	1.3	2.1	162	2.3
7	2.20	2.37	1.61	1.59	▲ 3.8	2.5	1.6	6.5	▲ 3.2	▲ 0.1	0.8	2.1	156	2.3
8	2.29	2.43	1.62	1.59	3.2	▲ 5.9	▲ 8.9	▲ 8.9	▲ 11.3	▲ 10.5	▲ 2.5	4.4	157	2.3
9	2.21	2.35	1.59	1.58	▲ 4.2	▲ 1.5	1.6	7.2	▲ 2.4	▲ 0.6	2.7	4.4	168	2.4
10	2.32	2.43	1.62	1.58	▲ 2.9	▲ 4.0	▲ 9.5	▲ 7.6	▲ 8.3	▲ 8.0	0.6	0.2	164	2.4
11	2.34	2.38	1.61	1.57	0.1	▲ 6.7	▲ 7.6	▲ 5.4	▲ 6.8	▲ 10.0	7.3	1.5	151	2.2
12	2.22	2.44	1.60	1.57	▲ 2.0	2.1	3.7	4.0	▲ 8.8	▲ 5.6	16.8	8.1	145	2.2
2年1月	2.12	2.04	1.56	1.49	▲ 9.6	▲ 16.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 12.1	▲ 13.8	18.5	6.2	159	2.4
2	2.15	2.22	1.51	1.45	▲ 4.6	▲ 13.5	▲ 0.6	▲ 6.2	▲ 11.3	▲ 15.6	10.4	3.6	159	2.4
3	2.15	2.26	1.47	1.39	▲ 6.2	▲ 12.1	▲ 1.0	▲ 3.0	6.5	▲ 8.6	15.9	6.7	176	2.5
2年4月	1.96	1.85	1.41	1.32	▲ 22.9	▲ 31.9	▲ 14.0	▲ 10.2	▲ 23.1	▲ 26.9	9.2	1.0	189	2.6
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
3年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。  
 3. ▲印は減少を示す。  
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。  
 5. 令和元年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。